

まえがき

この追補は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正したもので、これによって、**JIS B 2061:2006** は改正され、一部が置き換えられた。

給水栓
(追補 1)Faucets, ball taps and flush valves
(Amendment 1)

JIS B 2061:2006 を、次のように改正する。

5.7 (浸出性能) の表 3 (浸出性能の判定基準) を、次の表に置き換える。

表 3 浸出性能の判定基準

項目	判定基準	
	止水栓及びボールタップ	単水栓及び湯水混合水栓
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.01 mg/L 以下	カドミウムの量に関して、 0.001 mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.000 5 mg/L 以下	水銀の量に関して、 0.000 05 mg/L 以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01 mg/L 以下	セレンの量に関して、 0.001 mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01 mg/L 以下	鉛の量に関して、 0.001 mg/L 以下
ひ素及びその化合物	ひ素の量に関して、 0.01 mg/L 以下	ひ素の量に関して、 0.001 mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.05 mg/L 以下	六価クロムの量に関して、 0.005 mg/L 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01 mg/L 以下	シアンの量に関して、 0.001 mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	1.0 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素の量に関して、 0.8 mg/L 以下	ふっ素の量に関して、 0.08 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	ほう素の量に関して、 1.0 mg/L 以下	ほう素の量に関して、 0.1 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.000 2 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.000 4 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン(*)	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン(**)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(***)	0.04mg/L 以下	0.004 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下

表 3 浸出性能の判定基準 (続き)

項目	判定基準	
	止水栓及びボールタップ	単水栓及び湯水混合水栓
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.000 6 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.008 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して, 1.0 mg/L 以下	亜鉛の量に関して, 0.1 mg/L 以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して, 0.2 mg/L 以下	アルミニウムの量に関して, 0.02 mg/L 以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して, 0.3 mg/L 以下	鉄の量に関して, 0.03 mg/L 以下
銅及びその化合物	銅の量に関して, 1.0 mg/L 以下	銅の量に関して, 0.1 mg/L 以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して, 200 mg/L 以下	ナトリウムの量に関して, 20 mg/L 以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して, 0.05 mg/L 以下	マンガンの量に関して, 0.005 mg/L 以下
塩化物イオン	200 mg/L 以下	20 mg/L 以下
蒸発残留物	500 mg/L 以下	50 mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
フェノール類	フェノールの量に換算して, 0.005 mg/L 以下	フェノールの量に換算して, 0.000 5 mg/L 以下
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	3 mg/L 以下(****)	0.5 mg/L 以下
味	異常でないこと	異常でないこと
臭気	異常でないこと	異常でないこと
色度	5 度以下	0.5 度以下
濁度	2 度以下	0.2 度以下
エピクロロヒドリン	0.01mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
アミン類	トリエチレンテトラミンとして, 0.01 mg/L 以下	トリエチレンテトラミンとして, 0.01 mg/L 以下
2,4-トルエンジアミン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
2,6-トルエンジアミン	0.001 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
酢酸ビニル	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
スチレン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
1,2-ブタジエン	0.001 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
1,3-ブタジエン	0.001 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下

注(*) 1,1-ジクロロエチレンは、2009 年 3 月 31 日まで適用する。

(**) シス-1,2-ジクロロエチレンは、2009 年 3 月 31 日まで適用する。

(***) シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンは、2009 年 4 月 1 日から適用する。

(****) 止水栓及びボールタップの有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] は、2009 年 3 月 31 日までは 5 mg/L 以下とし、2009 年 4 月 1 日からは 3 mg/L 以下とする。

備考1. 主要材料として、銅合金を使用している単水栓及び湯水混合水栓では、表 3 の鉛及びその化合物の項中“0.001 mg/L”とあるのは“0.007 mg/L”，亜鉛及びその化合物の項中“0.1 mg/L”とあるのは“0.97 mg/L”，銅及びその化合物の項中“0.1 mg/L”とあるのは“0.98 mg/L”とする。

2. パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している単水栓及び湯水混合水栓は、当分の間、表 3 のフェノール類の項中“0.000 5 mg/L”とあるのは“0.005 mg/L”とする。